

災害時における健康プログラムの実施に関する協定

宝 塚 市
株 式 会 社 テ ィ ッ プ ネ ス

災害時における健康プログラムの実施に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社ティップネス（以下「乙」という。）は、災害により避難所又は応急仮設住宅（以下「避難所等」という。）で生活する市民（以下「避難者」という。）の健康状態の維持を図るため、健康プログラムの実施に関し次のとおり協定を締結する。

健康プログラムとは、災害の状況に応じて内容を吟味するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、宝塚市内において、避難者の健康状態の維持のため、甲の要請に応じ、乙が健康プログラムを実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（健康プログラムの内容）

第2条 乙は、甲の要請に応じて、避難所等で軽度な運動その他の健康づくりに関する指導を行える乙のインストラクターにより避難者のための健康プログラムを実施する。

（要請）

第3条 甲は、健康プログラムの実施の必要がある場合は、原則として要請書（様式第1号）をもって乙に対し、乙の健康プログラム実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲乙協議により要請方法を決定するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加するものとする。

（実施場所等）

第5条 健康プログラムの実施場所は、甲が指定するものとし、実施場所までの移動は、原則として乙の責任によって行うものとする。ただし、乙のみで現地までの移動が困難な場合は、甲乙協議により移動方法を決定するものとする。

2 健康プログラムの実施中に発生した事故による損失については、乙がこの責任を負う。

（費用）

第6条 健康プログラムの実施に係る費用は、無償とし可能な範囲で実施するものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が健康プログラムの実施をする際には、必要な人員の移動車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（情報伝達体制の整備）

第8条 甲及び乙は、平常時から情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 健康プログラムの実施により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその損害を負担する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の2か月間までに、甲乙双方いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 東京都千代田区四番町5番地6 日テレ四番町ビル1号館3階
株式会社ティップネス
代表取締役 岡部 智洋

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

株式会社ティップネス 御中

宝塚市長 山崎 晴恵

要請書

災害時における健康プログラムの実施に関する協定に基づき、下記のとおり健康プログラムの実施を要請します。

記

要請事項	実施場所	備考

市担当者
連絡先